２０２５年度　大学院博士後期課程国際共同研究推進プログラム実施要領

１　目的・趣旨

　　本プログラムは、博士後期課程に在籍する大学院生が、海外の研究機関において海外研究者との共同研究に取り組むこと及び日本学術振興会「若手研究者海外挑戦プログラム」への応募を奨励することを目的として実施する。

なお、本プログラムは、本大学の卒業生である渡邊建三氏及び渡邊容子氏から寄せられた指定寄付金をもって設定された「明治大学大学院教育研究振興資金」により運営されている。

２　申請資格

　　以下のすべての条件を満たしていること。

　　なお、助成金の交付は在学中1回に限ることとする。

⑴　２０２５年４月１日時点、本学大学院博士後期課程に在籍する者。

　　※申請時においては、２０２５年４月に本学大学院博士後期課程進学予定の者も申請資格を有するものとする。

⑵　本学が指定する研究倫理教育（eAPRIN（旧CITI Japanプログラム））を受講・修了していること。

３　対象とする共同研究の期間

３０日以上９０日未満（出国日と帰国日を期間に含む。）

　　渡航可能期間：２０２５年４月１日～２０２６年３月３１日

なお、年度を跨いだ研究は原則として認めない。

また、渡航期間が２月末日以降に及ぶ場合には、事前に大学院事務室に相談すること。

４　共同研究先機関

　　海外の大学等研究機関

　　ただし、以下の機関等は共同研究先機関として認められない。

　　　・我が国の大学等学術研究機関が海外に設置する研究所等

　　　・営利を目的とした民間研究所等

　　　・申請者の母国を拠点とする大学等研究機関

５　給付対象

⑴　往復航空賃（エコノミークラス）

　　原則、成田または羽田空港から受入研究機関の最寄り空港までの最短かつ低廉・合理的な運賃が対象（日本国内の移動分は除く）。

⑵　滞在費

以下の給付額の表に基づき、助成金を給付する。渡航先の属する地域区分については別表「渡航地域区分コード」を参照すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 渡航地域区分 | 給付額 | |
| 30～59日 | 60～89日 |
| 甲地区 | 232,000円 | 348,000円 |
| 乙地区 | 182,000円 | 273,000円 |
| 丙地区 | 166,000円 | 249,000円 |

６　給付方法

渡航前と渡航後の２回に分けて給付する。

渡航前

領収書等に基づき、往復航空賃を給付。

渡航後

往復航空券の半券（搭乗券・搭乗証明書）の提出及び予定していた渡航期間通りに研究活動を行っていたことを確認し、滞在費を給付。

７　採用予定数

　　３件程度

８　申請手続き

　　以下の書類を提出すること。なお、申請は１人１件とする。

⑴　申請書類

* 1. 大学院博士後期課程国際共同研究推進プログラム申請書（所定様式）

・１０ポイント以上の文字で入力すること。

・書式の改変、ページ数を変更しないこと。

② 申請者に関する評価書（書式任意・参考フォーマットあり）

・評価者は指導教員や「海外における受入研究者」等、本人の研究内容に精通している研究者（１名）とする。

　　※日本学術振興会「若手研究者海外挑戦プログラム」の申請書類に準じた書式としているため、当該申請者は本プログラム申請にあたって、参考にすることができる。

⑵　書類提出先

　　　以下のいずれかの事務室に申請書類を提出すること。

　　　【駿河台キャンパス】大学院事務室

　　　【和泉キャンパス】大学院事務室

　　　【生田キャンパス】理工学部事務室、農学部事務室

　　　【中野キャンパス】中野教務事務室（先端数理科学研究科、国際日本学研究科）

　⑶　各種書式等



９　申請期限

　　２０２５年１月３１日（金）１５時００分

10　選考方法

　　本大学院に設置する選考委員会による書面審査により採用者を決定する。

11　選考結果通知

　　２０２５年３月上旬頃（予定）

12　採用後の手続き

⑴　受入承諾書（海外における受入研究者が、受入を正式に承諾している旨の証明書）を速やかに提出すること。

※受入承諾書の作成依頼・提出が、３月中旬～下旬にあることについて、あらかじめ先方に依頼することを推奨する。

⑵　渡航開始前・終了後に必要書類を提出すること。詳細は選考結果通知に同封される諸手続きに関する手引きに従い、手続きを進めること。

13　併給の取り扱い

本プログラムに申請した研究計画の遂行に必要であれば、学外の他のフェローシップ（国費外国人留学生制度・JICA海外協力隊の実施する奨学金制度等）との重複受給は可とする（学内の他助成金の重複受給は認めない）。

ただし、他のフェローシップ等については、その要領等で併給制限が規定されている場合もあるため、各自必ず確認すること。採用者が当助成金を受給したことにより他のフェローシップ等の受給権利を喪失した場合、本学は一切の責任を負わない。

14　採用者の遵守事項等

以下の⑴・⑵に違反又は⑶以降のいずれかに該当するときは、助成金給付決定を取り消すとともに、すでに助成を受けている場合には、助成額の全額又は一部の返還を求める場合がある。

⑴　研究計画に基づき、研究に専念すること。なお、申請内容からの変更は原則認めないが、研究遂行上のやむを得ない理由により変更が必要な場合は、理由等を明示したうえで、渡航開始１か月前までに選考委員会の承認を受けること。なお、渡航期間に変更が生じた場合、「５給付対象　⑵滞在費」の表に応じて滞在費の給付額も再度決定する。

⑵　渡航期間終了後１か月以内に報告書（所定様式）を提出すること。

⑶　渡航期間中又は渡航期間に休学したとき。

⑷　退学又は除籍となったとき。

⑸　助成金給付年度の４月１日時点で、本学大学院博士後期課程に在籍していない者。

⑹　助成金給付年度の日本学術振興会「若手研究者海外挑戦プログラム」に採用内定となったとき。

⑺　明治大学大学院学則第６２条に定める懲戒を受けたとき。

⑻　申請書類等に虚偽の記載があったとき。

⑼　渡航期間中、海外の大学・大学院等に単位取得又は学位取得が義務となる入学をしたとき。

⑽　研究活動における不正行為、不正受給、研究費の不正使用があったとき。

⑾　前各号のほか、選考委員会が受給者として適当でないと認めたとき。

15　渡航に当たっての留意事項

⑴　大学は、渡航国に滞在するためのビザ等の申請に一切関わらないため、申請者の責任において、研究計画が遂行できるよう準備・手配すること。

⑵　本プログラムのために共同研究先機関と大学は一切の調整等を行わない。

⑶　海外旅行保険には各自で必ず加入するように手配すること。大学は、渡航期間中に生じた傷害、疾病等の事故について責任を負わない。

⑷　大学が定める安全保障輸出管理（海外への技術漏洩への対処）等の規則を遵守すること。

⑸　一時帰国は原則不可とする。

⑹　往復航空賃の給付後、申請者都合（傷害、疾病等を含む）により渡航中止（渡航後の研究中止を含む）となった場合には、申請者は大学に給付金額を全額返金すること。

また、渡航中止にかかる諸経費（キャンセル料等）の支払については申請者本人が負担すること。

16　その他

⑴　２０２５年度明治大学助手に任用される者は、本プログラムに採択され、この実施のために助手の教育補助業務に従事することができない場合、「明治大学教員任用規程」第１５条第８項に従い、学部教授会等の承認を経なければ、海外に行くことができない。助手に応募予定（応募中）の者は、本プログラムへ申請すること及び渡航予定期間について、本プログラムへの申請前に当該学部等へ各自必ず相談すること。

⑵　採用者の研究課題名・概要等には、本大学院のホームページに掲載予定である。ただし、個人情報や機密性のある研究成果等については掲載しない。

⑶　採用者は、本大学院が開催する報告会等に積極的に協力すること。

17　問い合わせ先

明治大学大学院事務室（駿河台キャンパス　担当：佐藤・馬場）

　Mail:dai\_in@mics.meiji.ac.jp

TEL 03-3296-4528

以　上